

令和5年度第13回豊岡市農業委員会総会（定例会）議事録

令和6年3月26日（火）

（豊岡市役所本庁舎大会議室）

議事日程

令和6年3月26日 午後1時30分開会

諸 報 告

日程第1 議事録署名委員の指名

2番 尾 藤 光 委員

3番 仲 川 弘 之 委員

日程第2 会期の決定 3月26日 1日間

日程第3 報告第18号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第4 報告第19号 農地法第5条第1項第1号の規定による届出書受理について

日程第5 第69号議案 農地法第3条の規定による許可申請審議について

日程第6 第70号議案 農地法第5条の規定による許可申請審議について

日程第7 第71号議案 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明について

日程第8 第72号議案 農地法施行規則第29条第1項の規定に該当する届出書受理について

日程第9 第73号議案 農用地利用集積計画の決定について

日程第10 第74号議案 農用地利用集積等促進計画に係る意見について

出席委員（19名）

1 番 平 峰 英 子

3 番 仲 川 弘 之

5 番 霜 澤 良 雄

7 番 桑 田 均

9 番 大 谷 均

11 番 田 中 竹 治

13 番 早 水 博 子

15 番 和 田 茂 孔

17 番 高 尾 利 美

19 番 村 田 憲 夫

2 番 尾 藤 光

4 番 西 沢 泰 裕

6 番 宮 岡 正 則

8 番 瀧 下 康 徳

10 番 川 崎 重 雄

12 番 石 原 章 二

14 番 原 清 美

16 番 鳥 尾 勝

18 番 井 谷 勝 彦

欠席委員（0名）

事務局出席職員職氏名

事務局長……………安 藤 洋 一  
主 事……………岡 森 星 歌

事務局次長……………兼 井 伸 二

午後1時30分開会

会長挨拶

○議長（村田 憲夫） みなさんこんにちは。今日は第13回の定例総会に出席していただきありがとうございます。もうすぐ4月だというのに雪や雨が降って寒いし、なかなか春はまだ遠いという状況ですが、そこまで春が来ているという状況です。田んぼの方もなかなか乾く暇がないと。2月いっぱい水を落として今は乾かす、そういう時季ではありますけれども、なかなか乾かないという状況です。

みなさんも承知のとおり食料農地農村基本法というのが令和6年2月に新しく改正されました。これは食料と農業と農村というのは切っても切れないとそういうようなことで5年に一度の見直しということで見直しをされています。詳しくはネットの方で見いただいたらいいと思いますけど、私たちの生活で安定、向上、経済の健全な安定を図ることを目的として法整備されて、それで改正されました。

私たちの任期もあと2年ありますけれども、はや1年過ぎました。本当にはやいもので農業委員、推進委員もそうですけれども、守るべき農地をはやく決めて、私たちは次の世代にその農地をつないでいくことが一番の使命だと思います。それはもちろん今日の総会の3条、4条、5条とかそういうことも審議しますけれども、農地を守っていくということが一番だと思います。そのためにはみなさんの地域のいろんな話をしていただけたらと思います。幸い地域計画というのが今あります。これは地域で10年先、20年先、農地をどうするかというような重要な話し合いがあります。そのためには農業委員さんも推進委員さんも地域に入っていていただいて話しをしていただけたらと思います。残念ながら豊岡市内では315集落ありますけれども、やはり手をあげていろんなことに従事されている方が130ぐらいと。パーセントでいうと42パーセント。半数のところはまだ何も手をつけていないというような状況です。このままほうっておくと来年いっぱいなかなかできないと。まして置き去りになるような地域も出てきます。だから私、みなさんをお願いしたいんです。地域事情をよく知っておられる方は区長ならびに農会長だと思います。各地域ではそういう話し合いができて150集落まだ何も手をつけていない状況ですので、もっと大きい単位で、コミュニティ単位でそういう話をできるような段取りをしていただきたいと思います。そのためには区長会長とか農会長会というんですかそういう方とも話を

して、農業委員、推進委員もなんとか協力するから、一度みなさん集めて話をする場を作ってくださいということで、その日程が決まったら農林水産課、事務局に言ってもらったらいのですが、農林水産課の方から行って説明していただきます。ただみなさんにはそういう区長会長とか農会長の代表さんに地域計画もうちょっとがんばろうかと。そういう段取りするんだったら一緒にしようかと話を持ちかけていただきたいと思います。

ながながと話しましたが、地域計画というのは私たちあと2年ありますけども、地域計画をなんとか格好にしていきたい。話し合って、いやうちは地域計画しないよとみなさんのそういう意思があれば地域計画はしないよということはそれはそれで一つの方法だと思います。15町あったら5町歩でも地域計画組んでいくとかいうふうにしていきたいと思います。行政の漏れのないようにしていきたいと思います。

それでは提出議案も多くありますので慎重審議のほどよろしくお願いします。

○議長（村田 憲夫） 本日は多くの案件を抱えていますので、委員の皆様、事務局の皆さんは、説明、質疑、答弁にあたりましては、議案の主旨を逸脱しないよう、くれぐれも要点を押さえ、簡潔明瞭に行うなど、スムーズな議事進行に格別のご協力をお願い申し上げます。

また、ご発言の際は、議長の指名の後、発言者名を必ず名乗って、マイクを使用してから行っていただきますようお願いいたします。

#### 諸報告

○議長（村田 憲夫） 日程に先だち諸報告をします。

本日は、欠席、遅刻等の通告委員はありません。

#### 行政報告

○議長（村田 憲夫） それでは、農業委員会にかかる行政報告をいたします。

行政報告については、別紙のとおりとなっていますのでご清覧ください。

以上で行政報告を終わります。

○議長（村田 憲夫） 続いて行政報告に関する質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいまの出席委員数は19名であります。

定足数に達していますので、会議は成立いたします。

ただ今から第13回豊岡市農業委員会総会（定例会）を開会いたします。

なお、委員各位への議案送付後において、別紙議案第75号「土地改良事業参加資格交替の申出について」を追加議案として上程するよう申し入れがありました。

このことについて、事務局から説明があります。

#### 【事務局説明】

○議長（村田 憲夫） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

異議がありませんので、追加議案を上程することについて認めてよろしいか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認めます。

追加議案を上程することを認めます。

○議長（村田 憲夫） 本日の会議に付した事件は、報告案件2件、許可申請案件12件、証明案件4件、届出書受理案件1件、協議案件3件、合計22件です。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しています資料のとおりです。

直ちに日程に入ります。

#### 議事録署名委員の指名

○議長（村田 憲夫） 日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、議長より2名を指名します。

2番 尾 藤 光 委員

3番 仲 川 弘 之 委員

以上の委員にお願いします。

#### 会期の決定

○議長（村田 憲夫） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

第13回農業委員会総会（定例会）は、本日1日限りにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認めます。

よって第13回総会（定例会）は、本日3月26日の1日間と決定しました。

農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長（村田 憲夫） 日程第3、報告第18号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（村田 憲夫） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第18号「農地法第18条第6項の規定による通知について」の報告事項を終わります。

農地法第5条第1項第1号の規定による届出書受理について

○議長（村田 憲夫） 日程第4、報告第19号「農地法第5条第1項第1号の規定による届出書受理について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（村田 憲夫） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第19号「農地法第5条第1項第1号の規定による届出書受理について」の報告事項を終わります。

第69号議案、農地法第3条の規定による許可申請審議について

○議長（村田 憲夫） 付議事項に入ります。日程第5、第69号議案「農地法第3条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（村田 憲夫） 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

豊岡、城崎、竹野地域の現地調査の調査員を代表して、3番 仲川委員、お願いします。

○現地調査員（仲川 弘之） 3月12日、3番私仲川と4番 西沢委員、事務局2名で現地確認を行いました。事務局の説明どおり補足することは全体的にはないんですけど、その中で番号96番の件について譲受人の方が廃棄物の収集業を営まれており、今回申請が3条申請ということですので今後のちょっと注意が必要かなということで感じております。将来は転用が出てくるかなと思っています。以上です。

○議長（村田 憲夫） 日高地域の現地調査の調査員を代表して、6番 宮岡委員、お願いします。

○現地調査員（宮岡 正則） 去る3月13日、5番 霜澤委員と私6番 宮岡と事務局2名の4人で現地確認をいたしました。事務局の報告のとおり、特に補足説明はありません。以上です。

○議長（村田 憲夫） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認めます。

よって、第69号議案「農地法第3条の規定による許可申請審議について」は原案のとおり可決されました。

許可書を発行します。

第70号議案、農地法第5条の規定による許可申請審議について

○議長（村田 憲夫） 日程第6、第70号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（村田 憲夫） 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

豊岡地域の現地調査の調査員を代表して、3番 仲川委員、お願いします。

○現地調査員（仲川 弘之） 3月12日、3番私仲川と4番 西沢委員、事務局2名で現地確認を行いました。事務局の説明のとおりで補足することはありません。

○議長（村田 憲夫） 日高地域の現地調査の調査員を代表して、6番 宮岡委員、お願いします。

○現地調査員（宮岡 正則） 3月13日、5番 霜澤委員と私6番 宮岡と事務局2名の4人で現地を確認いたしました。事務局の報告のとおり、特に補足説明はありません。以上です。

○議長（村田 憲夫） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認めます。

よって、第70号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」は原案のとおり可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第71号議案、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明について

○議長（村田 憲夫） 日程第7、第71号議案「農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（村田 憲夫） 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

豊岡地域の現地調査の調査員を代表して、3番 仲川委員、お願いします。

○現地調査員（仲川 弘之） 3月12日、3番私仲川と4番 西沢委員、事務局2名で現地確認を行いました。事務局の説明のとおりで補足することはありません。

○議長（村田 憲夫） 日高、出石地域の現地調査の調査員を代表して、6番 宮岡委員、お願いします。

○現地調査員（宮岡 正則） 3月13日、5番 霜澤委員と私6番 宮岡と事務局2名の4人で現地を確認いたしました。事務局の報告のとおり、特に補足説明はありません。以上です。

○議長（村田 憲夫） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認めます。

よって、第71号議案「農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明について」は原案のとおり可決されました。

証明書を発行します。

第72号議案、農地法施行規則第29条第1号の規定に該当する届出書受理について

○議長（村田 憲夫） 日程第8、第72号議案「農地法施行規則第29条第1号の規定に該当する届出書受理について」を議題とします。

事務局、説明願います。

#### 【事務局説明】

○議長（村田 憲夫） 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、現地確認をいただいた委員の方に補足説明の必要がありましたらお願いします。

竹野地域の現地調査の調査員を代表して、3番 仲川委員、お願いします。

○現地調査員（仲川 弘之） 3月12日、3番私仲川と4番 西沢委員、事務局2名で現地確認を行いました。事務局の説明どおりで補足することはありません。

○議長（村田 憲夫） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認めます。

よって、第72号議案「農地法施行規則第29条第1号の規定に該当する届出書受理について」は原案のとおり可決されました。

受理書を発行します。

第73号議案、農用地利用集積計画の決定について

○議長（村田 憲夫） 日程第9、第73号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

事務局、説明願います。

#### 【事務局説明】

○議長（村田 憲夫） まず、番号1番から30番について審議いただきます。

事務局、説明願います。

#### 【事務局説明】

○議長（村田 憲夫） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。

本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認めます。

○議長（村田 憲夫） 続いて、番号３１番から３６番について審議いただきます。

なお、１番 平峰 英子委員は、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により議事に参加することができません。

退席をお願いします。

（平峰委員 退席）

○議長（村田 憲夫） 事務局、説明願います。

#### 【事務局説明】

○議長（村田 憲夫） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。

本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認めます。

では、１番 平峰 英子委員は着席してください。

（平峰委員 着席）

○議長（村田 憲夫） では、引き続き、番号３７番から２１３番について審議いただきます。

事務局、説明願います。

#### 【事務局説明】

○議長（村田 憲夫） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。 討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。

本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認めます。

よって、第73号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおりすべて可決されました。

「計画書のとおり、農用地利用集積計画を決定する。」旨の決定通知書を送付します。

第74号議案、農用地利用集積等促進計画に係る意見について

○議長（村田 憲夫） 日程第10、第74号議案「農用地利用集積等促進計画に係る意見について」を議題とします。

事務局、説明願います。

#### 【事務局説明】

○議長（村田 憲夫） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。 討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。

本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認めます。

よって、第74号議案「農用地利用集積等促進計画に係る意見について」は、原案のとおりすべて可決されました。

「異議なし」として、公益社団法人ひょうご農林機構豊岡農地管理事務所長へ意見書を提出します。

第75号議案、土地改良事業参加資格交替の申出について

○議長（村田 憲夫） 日程第11、第75号議案「土地改良事業参加資格交替の申出について」を議題とします。

事務局並びに農林水産課から説明願います。

【事務局・農林水産課説明】

○議長（村田 憲夫） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。

本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認めます。

よって、第75号議案「土地改良事業参加資格交替の申出について」は原案のとおり可決されましたので、これを承認します。

閉会

○議長（村田 憲夫） お諮りします。本会に付議された議事はすべて終了しました。

これをもって、本会議を閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認めます。

よって、本会はこれをもって閉会することに決定しました。

これにて、令和5年度第13回豊岡市農業委員会総会（定例会）を閉会します。

午後2時26分閉会